

第 9 5 号議案

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

平成 2 9 年 1 2 月 2 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 6 号）
の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「1 0 0 分の 2 0 7 . 5」を「1 0 0 分の 2 1 2 . 5」、「1 0 0 分の 2 2
2 . 5」を「1 0 0 分の 2 2 7 . 5」に改める。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。

第 9 5 号議案 要旨

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

人事院が、民間における賃金引上げを図る動きを反映して、月例給及び特別給を引上げる勧告を行ったことを受け、加東市においても、当該勧告を踏まえた一般職の職員の給与を改定することに伴い、加東市議会の議員の期末手当について、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

平成 3 0 年度以後に支給する期末手当の支給月数を 6 月期 2 . 1 2 5 月、1 2 月期 2 . 2 7 5 月とすること。（第 5 条関係）

3 市財政への影響 年間 5 7 3 千円の支出増

4 施行期日 平成 3 0 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に6月に支給する場合においては<u>100分の207.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあったものとみなす。</p>	<p>(期末手当) 第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に6月に支給する場合においては<u>100分の212.5</u>、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例（平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。）第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあったものとみなす。</p>